

性暴力根絶に向けた対応指針（案）

1 趣旨

本指針は、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（平成31年福岡県条例第19号）の規定に基づき、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に関し、その考え方、具体的な例、根絶に向けた対応の在り方を示すものである。

2 基本的な考え方

- (1) 本指針は、「県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくる」という条例の基本理念に基づき、県、県民、事業者及び市町村に対して、性暴力の根絶に向けた責務及び具体的方策等を示すものである。
- (2) 県、県民、事業者及び市町村は、この指針に定める措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 本指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 性暴力とは

性暴力とは、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものをいう。）がなく行われる性的な行為である（強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われる性的な行為等も含む）。

性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害である。

年齢・性別に関わらず起こり、身近な人や夫婦の間でも起こる。

刑法その他の法律や条例で性犯罪と規定される不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、盗撮、痴漢のほか、セクシュアル・ハラスメントなど同意なく行われる性的な行為や発言も性暴力に含まれる。

性暴力は、被害にあった人やその家族等周囲の人の心身に長期にわたって重大な悪影響を及ぼす。

性暴力の背景に、性差別意識がある場合がある。

4 各主体の責務

(1) 県

- ・性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組む。
- ・性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じる。
- ・市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、市町村の取組を支援する。
- ・性暴力の根絶又は性被害に関する支援に係る事業を行う民間団体に対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努める。

(2) 県民

- ・性暴力及びその被害者に関する理解を深め、性暴力に関する不適切な固定観念を取り除くことにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう努める。
- ・性暴力の根絶に向けて、条例に基づく県及び市町村の取組に協力する。

38 (3) 事業者

- 39 ・事業所でのセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生す
40 ることがないように、従業員の研修参加等、条例に基づく県及び市町村の取組に協力する。
- 41 ・性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものと
42 し、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、適切に対応する。

43 (4) 市町村

- 44 ・県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向
45 けた取組を推進する。
- 46 ・性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努める。

47 5 具体的取組

48 (1) 性暴力の発生予防

49 ①性暴力に関する教育活動及び研修の実施

- 50 ・県は、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者支援に関する総合的な教育を行
51 う。
- 52 ・県、市町村及び事業者は、**その他**性暴力根絶に関する研修を実施する。
- 53 ・県民は、性暴力の被害者も加害者も出さないための知識等を身につける。

54 ②性暴力に関する広報・啓発活動

- 55 ・県は、性暴力の根絶、被害者の支援及び条例に関する広報啓発を実施する。
- 56 ・県は、発達段階に応じた啓発資料を作成し、児童生徒及び学生に配付する。

57 ③性暴力を防止する環境整備

- 58 ・事業者は、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じる。
- 59 ・事業者は、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、適切に対応する。
- 60 ・県及び、学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又
61 は出入りする場所の管理、運営に携わる者は、性暴力が発生しにくい環境を整備する。

62 (2) 性暴力被害者支援

- 63 ・県は、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口（以下、「支援センター」という。）を設置
64 し、その周知に努める。
- 65 ・支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係
66 機関及び弁護士等の専門家と連携し、性暴力の被害者の支援に関する業務を行う。

67 (3) 性暴力加害者対策

- 68 ・県は、性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときに相談できる窓口
69 を設置する。
- 70 ・県は、条例第17条第1項に基づく住所等届出対象者に対する専門的な指導プログラム又は治
71 療受診の勧奨及び社会復帰の支援を行う。

72 (4) その他

- 73 ・県は、性暴力の根絶に向けた取組等について**その効果を把握し、今後の方向性を**検討するため、
74 関係機関及び有識者との協議・検討の場を設ける。